

山形県警察の施策を示す訓令・通達等(概要)

所管課	鑑識課
発出年月日	平成17年8月25日
文書番号	警察本部訓令第18号
文書名	山形県警察における足跡等の取扱いに関する訓令
概要	<p>足跡取扱規則（昭和54年国家公安委員会規則第6号）及び足跡取扱細則（昭和54年警察庁訓令第9号）に定めるもののほか、足跡等の取扱いに関する事項を定めたもので、</p> <ul style="list-style-type: none">○ 遺留足跡の送付○ 遺留足跡の返戻○ 遺留足跡の保管及び廃棄○ 遺留足跡の登録及び登録抹消○ 被疑者足跡照会○ 備え付け簿冊 <p>等について詳細に定めている。</p>